

株 主 各 位

東京都港区芝大門一丁目13番9号

昭和電工株式会社

取締役社長 高橋 恭平

第98回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第98回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[書面（郵送）による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成19年3月28日（水曜日）までに到着するようご返送ください。

[インターネット等による議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<http://www.it-soukai.com>または<https://daiko.mizuho-tb.co.jp>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、平成19年3月28日（水曜日）午後5時45分までに議案に対する賛否をご入力、ご送信ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、3頁から4頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

なお、当社は、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加いたしております。

敬 具

記

1. 日 時 平成19年3月29日（木曜日） 午前10時
2. 場 所 東京都港区芝公園一丁目5番10号 芝パークホテル別館
3. 会議の目的事項
報告事項 (1) 第98期（平成18年1月1日から平成18年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
(2) 第98期（平成18年1月1日から平成18年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- | | |
|-------|------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役11名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役1名選任の件 |

4. 招集にあたっての取締役会のその他決定事項

(1) 代理人による議決権行使

代理人により議決権を行使される場合には、議決権を有する他の株主に委任する場合には限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。

(2) 議決権の重複行使

議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものいたします。インターネットによる方法で重複して議決権を行使された場合または議決権行使書面による方法で重複して議決権を行使された場合は、いずれも最後に行使されたものを有効いたします。

以 上

当日ご出席の方は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.sdk.co.jp/>）に掲載させていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

1. インターネットによる議決権行使に際して、ご了承いただく事項

議決権をインターネットにより行使される場合は、次の事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

- 1) インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使サイト（下記URLをご参照ください。）をご利用いただくことによるのみ可能です。なお、議決権行使サイトは、携帯電話、PHSを用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承ください。インターネットにより、議決権を行使される場合は、招集ご通知同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードが必要となります。
- 2) 今回ご案内する議決権行使コードおよびパスワードは、本総会に関してのみ有効です。次の総会の際には、新たに議決権行使コードおよびパスワードを発行いたします。
- 3) 書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットの行使を有効な行使としてお取扱いいたします。
- 4) インターネットで複数回数議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使としてお取扱いいたします。
- 5) インターネットに関する費用（プロバイダー接続料金・通信料金等）は、株主の皆様のご負担となります。

2. インターネットによる議決権行使の具体的方法

- 1) <http://www.it-soukai.com>または<https://daiko.mizuho-tb.co.jp>にアクセスしてください。行使期間中の午前3時から午前5時までは上記URLにアクセスすることができませんのでご了承ください。
- 2) 議決権行使コードおよびパスワードを入力し、「ログイン」ボタンを押してください。議決権行使コードおよびパスワードは、招集ご通知同封の議決権行使書用紙右上に記載しております。
- 3) 画面の案内に従い、議決権を行使してください。

3. ご利用環境について

インターネットによる議決権行使をしていただくには、以下のようなシステム条件が必要です。

パソコン

Windows®機種、Macintosh機種
(携帯電話、PDA、ゲーム機には対応していません。)

ブラウザ

Microsoft® Internet Explorer 5.5以上
Netscape Communicator 4.7以上

インターネット環境

プロバイダとの契約などインターネットが利用できる環境
画像解像度 1024×768以上をご推奨いたします。

(注) Microsoft、Windowsは、米国Microsoft Corporationの米国およびその他の国における登録商標または商標です。

Macintoshは、Apple Computer, Inc.の商標です。

Netscape Communicatorもまた、Netscape Communications Corporation社の商標であり、一部の国では登録商標となっている場合があります。

4 . セキュリティーについて

行使された情報が改ざん・盗聴されないよう暗号化（SSL128bit）技術を使用しておりますので、安心してご利用いただけます。

また、議決権行使書用紙に記載された議決権行使コードとパスワードは、株主ご本人を認証する重要なものです。他人に絶対に知られないようご注意ください。当社より株主の皆様のパスワードをお問い合わせすることはございません。

5 . お問い合わせ先について

- 1) 議決権電子行使に関するパソコン等の操作方法等に関する専用お問い合わせ先
みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
電話 0120 - 768 - 524（フリーダイヤル）
（受付時間 午前9時から午後9時まで 土日休日を除く）
- 2) 上記1)以外の住所変更等に関するお問い合わせ先
みずほ信託銀行 証券代行部
電話 0120 - 288 - 324（フリーダイヤル）
（受付時間 午前9時から午後5時まで 土日休日を除く）

以 上

事業報告(平成18年1月1日から平成18年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期のわが国経済は、原油価格の高騰など懸念材料はありましたが、好調な企業業績を背景とした設備投資の増加、アジア・米国向けを中心とした輸出の増加、個人消費の緩やかな回復により景気の拡大基調が続きました。

化学・非鉄金属業界におきましては、ナフサやアルミニウム地金等の原材料価格が高騰いたしました。中国などアジア向けの化学品を中心に高水準の出荷が続きました。電子部品・材料業界におきましては、一部在庫調整がありましたものの概ね堅調に推移いたしました。

このような情勢下、当社グループは、長期的・持続的成長への基盤確立に向けた連結中期経営計画「プロジェクト・パッション」を平成18年より始動させ、成長戦略事業の育成を図るとともに、事業構造改革とコストダウン施策を推進いたしました。

この結果、当期の連結営業成績につきましては、売上高は、9,145億33百万円と前期比12.6%の増収となりました。損益面におきましては、営業利益は、687億27百万円と前期比20.2%の増益となり、経常利益は、金融収支の改善もあり575億14百万円と前期比22.5%の増益となりました。当期純利益は、投資有価証券売却益等による特別利益116億68百万円を計上する一方、事業構造改革の推進により固定資産除却損、減損損失等による特別損失196億2百万円を計上し、前期比84.3%の増益となる288億36百万円となりました。

当期の主な部門別の概況は、以下のとおりであります。

(石油化学部門)

オレフィン事業は、4年に一度実施する定期修理により販売数量が減少しましたが、原料価格の高騰に伴う販売価格の上昇により、増収となりました。有機化学品事業は、定期修理の影響による酢酸エチル等の販売数量が減少したものの、原料高に伴う販売価格の上昇に加え、酢酸の販売数量が増加したため増収となりました。昭和高分子株式会社の合成樹脂事業は、原料高に伴い販売価格が上昇し増収となりました。

この結果、当部門の売上高は、3,353億83百万円と前期比11.4%の増収となりましたが、営業利益は、主に定期修理による生産量の減少により163億76百万円と前期比25.0%の減益となりました。

なお、当部門において当期に実施した主な施策は、次のとおりであります。

当社は、大分コンビナートのエチレン製造に、ナフサ以外の原料を使用する比率を高めるための改造工事を、平成18年上期のエチレン製造設備の定期修理時に実施いたしました。併せて、エチレン生産能力を年間24千トン増強し672千トンといたしました。これによる投資額は、約20億円であります。

当社は、平成18年上期に酢酸および酢酸ビニルの生産能力を増強し、酢酸は年産100千トンの能力を130千トン、酢酸ビニルは年産120千トンの能力を175千トンといたしました。

当社は、当社グループの機能性高分子事業の中核会社であり、ビニルエステルや生分解性プラスチック、エマルジョン事業において国内トップクラスの販売実績を持つ昭和高分子株式会社を株式交換により平成18年9月に当社の完全子会社といたしました。

当社の子会社である昭和電工プラスチックプロダクツ株式会社は、医療パッケージ事業を平成18年12月に株式会社細川洋行へ譲渡いたしました。食品用脱水・調湿シート事業については、平成19年4月までにオカモト株式会社へ譲渡することで合意いたしました。

また当社は、100%子会社である平成ポリマー株式会社の全株式を東洋電化工業株式会社へ平成19年1月に譲渡することといたしました。

加えて当社は、平成18年5月に100%子会社である昭和アルミパウダー株式会社の株式を伊藤忠商事株式会社および伊藤忠ケミカルフロンティア株式会社へ譲渡いたしました。これにより当社の昭和アルミパウダー株式会社の株式保有割合は、14.9%となりました。

(化学品部門)

酸素・窒素等汎用工業ガスの売上は、前期に比し小幅に減少したものの、アクリロニトリル、苛性ソーダおよび塩酸は、販売価格が上昇したため増収となりました。

特殊化学品においては、合成ゴム「ショウブレン®」、アミノ酸類および分析機器用カラム「ショウデックス®」の出荷が増加しました。この結果、当部門の売上高は、792億1百万円と前期比7.0%の増収となり、営業利益は、51億8百万円と前期比7.8%の増益となりました。

なお、当部門において当期に実施した主な施策は、次のとおりであります。

当社は、毛髪にやさしく自然なカールをつけられる新規カーリング剤「スピエラ®」の販売を、平成18年1月より開始いたしました。

当社は、光硬化性樹脂の硬化性を高めるための添加剤として、多官能チオールを初めて実用化した「カレンズ® MT」の販売を平成18年4月より開始いたしました。

また、当社の子会社である日本ポリテック株式会社は、テレビやパソコン等の液晶パネルに搭載されるチップ・オン・フィルムに使われる高電気絶縁性インクの販売を平成18年12月より開始いたしました。このインクは、当社が新たに開発したウレタン系熱硬化性樹脂を使用しており、液晶テレビ市場の拡大に伴い大幅な伸長が期待されております。

(電子・情報部門)

ハードディスク・半導体事業は、ハードディスクにおいては、堅調な需要を背景に新規設備の稼動による数量増もあり増収となりました。化合物半導体は、販売数量が増加し増収となりました。電子関連材料事業においては、レアアース磁石合金は販売価格の上昇により増収となり、半導体向け特殊ガス、ファインセラミックスおよびファインカーボン、販売数量がそれぞれ増加したため総じて増収となりました。

この結果、当部門の売上高は、1,655億41百万円と前期比23.6%の増収となり、営業利益は、286億34百万円と前期比45.2%の大幅な増益となりました。

なお、当部門において当期に実施した主な施策は、次のとおりであります。

当社グループは、携帯音楽プレーヤー等に用いられる小径ハードディスクを中心とする旺盛な需要に対応するため、平成18年4月より月産1,375万枚に生産能力を増強いたしました。また、お客様からのさらなる出荷要請にお応えするため、台湾の生産拠点である昭和電工HDトレース社に生産設備を追加・新設するとともに、既存生産拠点での生産性向上により、平成18年12月末には海外を含めた供給能力を200万枚増強し、月産1,575万枚といたしました。

併せて当社グループは、シンガポールにおいて建設を進めてきたハードディスク新工場を平成18年12月に竣工させました。新工場は、千葉、シンガポール(既設)、台湾に続く当社グループの第4のハードディスク製造拠点となります。今後お客様からのご要請に応じて段階的に新工場の能力増強を行い、当社グループ全体のハードディスク生産能力を平成18年12月末現在の月産1,575万枚から平成20年末には2,400万枚へ引き上げる計画であります。新工場の建屋、クリーンルームならびに今後の能力増強を含む設備投資の総額は、600億円を計画しております。

また当社グループは、ノートパソコンにおける大記録容量ハードディスクの旺盛な需要に対応するため、次世代大容量化技術である垂直磁気記録方式を採用したハードディスクの量産を進めております。新たに平成18年第3四半期より、1枚あたりの記録容量100ギガバイトの2.5インチハードディスクの量産出荷を開始いたしました。

当社は、千葉県市原市において建設を進めてきたハードディスク研究開発棟を平成18年8月に竣工させました。新研究開発棟の完成を機に、垂直磁気記録方式の高度化をさらに進めるとともに、次世代技術の研究開発を加速いたします。また新棟では、強い需要を受け一部量産も行います。

さらに当社は、当社が全額出資するハードディスク製造子会社の昭和電工エイチ・ディー株式会社を平成18年11月に吸収合併いたしました。本合併により、ハードディスク事業の開発・営業・製造部門の一体化による効率的な運営体制の整備を行います。

加えて当社は、半導体や液晶パネルの製造に使用される高純度塩素の需要伸長に

対応し、川崎製造所における高純度塩素の生産能力増強に着手いたしました。現在年産300トンの高純度塩素の精製および充填能力を有しておりますが、平成19年上期中に精製能力を1,000トンへ、充填能力を600トンへそれぞれ引き上げます。

当社は、韓国における半導体・液晶パネル市場向け特殊材料ガス事業を本格的に展開するため、子会社、韓国昭和化学品株式会社を設立し、平成18年11月より営業を開始いたしました。新会社の設立により、当社グループの本事業は5カ国・地域の販売拠点（日本、台湾、中国、シンガポール、韓国）を有することとなりました。

当社は、中国江西省贛州市に、東海貿易株式会社および中国のレアアース原料メーカー2社と共同で、子会社の贛州昭日稀土新材料有限公司を新たに設立いたしました。これにより、今後急速な伸びが見込まれる自動車向け等高性能磁石原料の安定調達が可能となります。新会社の設立により当社の中国での磁石合金事業は、内蒙古自治区包頭地区の子会社と合わせ、2拠点で年産3,000トンの生産体制となります。

当社は、リチウムイオン電池の添加材等に使用されるカーボン・ナノファイバー「V G C F[®]（気相法炭素繊維）」の生産能力の増強を行うことを決定いたしました。平成18年下期に着工し、平成19年より年産40トン体制から100トン体制に移行する予定であります。

当社は、液晶バックライトや車載向けに需要の拡大が見込まれる超高輝度4元系LED素子の生産能力を月産300万個から1億個に増強することを決定いたしました。当社は、独自技術による超高輝度4元系LED素子について、最高輝度レベルの赤・黄・オレンジ等多色での品揃えや大型チップ、特殊サイズなどお客様のニーズに合わせた供給体制を整えており、独自技術による超高輝度4元系LED事業を成長事業と位置づけ、強化を図っております。

（無機部門）

セラミックス事業は、アルミナを中心として原料高を背景とした販売価格は正により増収となりました。カーボン事業は、世界的な鉄鋼需要の伸長を背景に、人造黒鉛電極の堅調な出荷が続き増収となりました。

この結果、当部門の売上高は、743億1百万円と前期比20.1%の増収となり、営業利益は、昭和電工カーボン社（米国）を中心に160億69百万円と前期比93.4%の増益となりました。

なお、当部門において当期に実施した主な施策は、次のとおりであります。

当社は、自動車部品切削工具等の素材に用いられるCBN（立方晶窒化ホウ素）の大型焼結体の開発に成功し、平成18年4月より販売を開始いたしました。

当社グループは、電炉製鋼メーカーからの増大する電極大口径化ニーズに対応するため、世界最大口径となる32インチ品を含め、30インチ以上の電極の生産体制強化を決定いたしました。平成18年上期に増強工事を開始し、新設する黒鉛化炉の稼

動開始は、平成19年下期を予定しております。

当社は、平成18年4月にアンタム社（インドネシア）、スター社（シンガポール）および丸紅株式会社と、インドネシアにアルミナ工場を建設するための事業性評価を開始することで合意いたしました。

また、当社と三菱商事株式会社が中国江蘇省連雲港市に設立したセラミックス研削材生産会社、連雲港昭菱磨料有限公司は、平成18年6月に開所式を行いました。当社は、アジア地区において最大の販売実績を持つ世界トップクラスの研削材メーカーであり、同社の操業により、塩尻事業所（長野県）と併せ2拠点での効率的な生産体制を構築いたしました。

（アルミニウム他部門）

アルミニウム地金は、国際市況の高騰により増収となりました。圧延品事業は、原料高に伴う価格上昇により増収となりました。押出・機能材事業は、販売数量の増加と価格上昇により増収となりました。また熱交換器事業は、国内、米国、欧州のそれぞれで小幅に増収となりました。ショウティック事業は、自動車向け鍛造部品の販売量が増加し増収となりました。一方アルミニウム缶は、販売数量が減少し減収となりました。

この結果、当部門の売上高は、2,601億7百万円と前期比8.0%の増収となりましたが、営業利益は、アルミニウム缶等がアルミニウム地金の価格高騰の影響を受け64億72百万円と前期比22.1%の減益となりました。

なお、当部門において当期に実施した主な施策は、次のとおりであります。

当社グループは、主にオフィスで使用されるカラープリンター用アルミニウムシリンドラーの需要の増加に対応するため、大分コンビナート内に建設を進めてきた最新鋭生産ラインを平成18年9月に稼働開始いたしました。本ラインの稼働に加え、既存設備の生産増強を実施することにより、月産能力を900万本から1,500万本に引き上げました。これによる投資額は約25億円であります。

当社グループは、デジタル機器や自動車向け等に使用されるアルミ電解コンデンサーの主要材料である高純度アルミ箔の生産能力を、月産1,500トンから1,800トンに増強することを決定いたしました。増強に要する投資額は約12億円であり、平成20年より量産を開始する予定であります。

また当社は、平成18年7月、当社の100%子会社である昭和軽合金株式会社のアルミニウム合金事業を、住友商事株式会社の子会社であるサミット昭和アルミ株式会社（旧社名 サミットアルミ株式会社）に譲渡するとともに、サミット昭和アルミ株式会社の第三者割当増資の引き受けを実施いたしました。

当社は、食品の包装用等に使用されるアルミニウム一般箔事業からの撤退を決定いたしました。製品の受注は平成18年12月に終了し、販売は平成19年4月末をもって終了する予定であります。

さらに、当社の子会社である昭和電工建材株式会社は、世界で初めて使用済ペットボトルを原料とした住宅用排水・通気・換気パイプ「ショウワエコパイプ®」を開発し、平成18年7月より本格的に販売を開始いたしました。

設備投資等の状況

当社グループは、当期においてハードディスク研究開発棟の新設、ハードディスク製造設備の新設・増強など、電子・情報分野への積極的な投資を行うとともに、エチレン製造設備の増強および原料多様化設備の改造、VGC F®製造設備の増強、レーザービームプリンター用アルミニウムシリンダー製造設備の新設を実施いたしました。

さらに、その他の設備増強、合理化、生産維持、環境保全等の工事を実施し、当期の設備投資総額は、908億円となりました。

資金調達の状況

当社グループは、金融機関からの借入金および社債の発行により資金調達を行いました。財務体質の強化を図るため、引き続き有利子負債の圧縮に取り組み、期末有利子負債残高は、前期末に比べ157億円減少し、4,332億円となりました。

(2) 対処すべき課題

今後のわが国の経済見通しにつきましては、好調な企業収益を背景とした高水準の設備投資が見込まれ、個人消費も小幅ながら回復が期待されるなど、緩やかな景気回復が持続するものと予想されます。一方、為替レートの変動、原油・非鉄金属等原材料価格の高止まり、米国経済の成長鈍化等の影響が懸念されるなど不透明感も強く、厳しい企業経営環境が続くことが予想されます。

このような情勢下、当社グループは、連結中期経営計画「プロジェクト・パッション」で定めた「社会貢献企業」の実現に向け、広範な素材・技術を深化・融合させ、個性的で競争優位性を持つ事業群の確立を図る成長戦略を推進すると同時に、基盤事業の競争力を高めることにより、長期的・持続的成長への基盤を確立いたします。

「プロジェクト・パッション」の重点項目として、新規成長ドライバーの育成加速、利益の持続的拡大、有利子負債の削減と株主資本の充実による財務体質の改善を掲げるとともに、CSR（企業の社会的責任）を全ての事業活動の基本に置いた経営を行うことにより、社会と市場での高い信頼と評価を得る企業グループの実現を目指してまいります。

また当社グループは、企業の継続的な成長・発展と長期的な企業価値の増大を図るため、コーポレート・ガバナンスの充実、コンプライアンスおよびリスク管理の強化を始めとした内部統制システムの基本方針を決議し、その維持・整備を重要な

経営課題と認識し、さまざまな取り組みを実施しております。

当社グループは、社会的に有用で安全性に配慮した技術や製品およびサービスを開発、提供し、社会の健全な発展に貢献してまいります。また、安全の確保に万全を期すとともに、省資源、省エネルギーならびに産業廃棄物および化学物質排出量の削減に努め、地球環境の保全に積極的に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、何とぞ格別のご理解をいただき、倍旧のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 財産および損益の状況の推移

区 分	第95期 平成15年	第96期 平成16年	第97期 平成17年	第98期 平成18年 (当期)
売 上 高 (百 万 円)	689,366	740,706	811,899	914,533
経 常 利 益 (百 万 円)	23,840	38,912	46,960	57,514
当 期 純 利 益 (百 万 円)	10,317	7,596	15,647	28,836
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	9.07	6.66	13.70	25.01
純 資 産 (百 万 円)	166,087	177,701	206,738	265,492
総 資 産 (百 万 円)	939,879	943,908	986,233	1,037,823

- (注) 1. 当社は第96期から旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2に規定する連結計算書類を作成し、第98期より「会社法」第444条に規定する連結計算書類を作成しております。第95期の数値につきましては、同条第4項に規定する監査役および会計監査人の監査を受けていない連結計算書類に基づくものであります。
2. 第98期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
3. 上記の売上高、経常利益、当期純利益、純資産および総資産の金額は、百万円未満を四捨五入により表示しております。

(4) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
昭和高分子株式会社	百万円 10,951	% 100.00	各種化学品の製造販売
昭光通商株式会社	8,022	43.40 (1.38)	各種化学品、軽金属等の販売および不動産業、保険代理業
鶴崎共同動力株式会社	2,985	40.50 (0.30)	大分石油化学コンビナートにおける蒸気、電力、用水の供給および排水、廃棄物処理
昭和アルミニウム缶株式会社	2,160	85.00	飲料用アルミニウム缶の製造
昭和電工パッケージング株式会社	1,700	100.00	包装材料および産業・建築・農業資材等の製造販売
昭和ファイナンス株式会社	1,230	100.00	金銭の貸付および手形の買取
昭和電工(大連)有限公司	1,000	100.00	レーザービームプリンター用アルミニウムシリンダー等の製造販売
昭和エンジニアリング株式会社	470	100.00 (16.28)	各種製造設備等の設計、建設および設備保全
昭和電工カーボン・インコーポレーテッド	千米ドル 50,000	100.00 (100.00)	人造黒鉛電極の製造販売
ショウワ・アルミナム・コーポレーション・オブ・アメリカ	千米ドル 20,900	100.00	自動車用熱交換器、OA機器部品、アルミニウム鍛造品の製造販売
PT.ショウワ・エステリンド・インドネシア	千米ドル 18,400	66.98	酢酸エチルの製造販売
昭和電工HDトレース・コーポレーション	千NTドル 4,892,052	66.67	ハードディスクの製造販売
ショウワ・アルミニウム・チェコ S.R.O.	千チェココロナ 531,830	100.00	カーエアコン用コンデンサの製造販売
昭和電工HDマレーシア SDN.BHD.	千リングット 123,996	100.00	ハードディスク用アルミニウム基板の製造販売
昭和電工HDシンガポール・プライベート・リミテッド	千シンガポールドル 16,000	100.00	ハードディスクの製造販売

- (注) 1. 出資比率欄の()内は、当社の子会社が所有する出資比率を内数で示しております。
2. 当社は、平成18年9月1日をもって株式交換により昭和高分子株式会社を完全子会社といたしました。

3. 当社は、昭和アルミニウム缶株式会社および昭和エンジニアリング株式会社の株式の追加取得を行いました。
4. 昭和電工エイチ・ディー株式会社は、平成18年11月1日をもって当社と合併したため、重要な子会社から除外いたしました。
5. 連結子会社は40社、持分法適用会社は24社であります。

(5) 主要な事業内容

事業部門	主要な事業内容
石油化学部門	オレフィン、有機化学品、合成樹脂、合成樹脂加工製品
化学品部門	化学品、ガス、特殊化学品、機能樹脂
電子・情報部門	ハードディスク、化合物半導体、レアアース磁石合金、半導体向け特殊ガス、機能薬品、電子関連産業向けセラミックス材料、ファインカーボン
無機部門	セラミックス、人造黒鉛電極
アルミニウム他部門	アルミニウム地金、アルミニウム板、アルミニウム箔、アルミニウム押出品、アルミニウム加工品、建材、エンジニアリング

(6) 主要な営業所および事業所

当社

営業所	本社(東京都)、大阪支店(大阪市)、名古屋支店(名古屋市)、福岡支店(福岡市)
事業所	大分コンビナート(大分県)、徳山事業所(山口県)、川崎製造所(川崎市)、千鳥製造所(川崎市)、東長原事業所(福島県)、横浜事業所(横浜市)、塩尻事業所(長野県)、大町事業所(長野県)、堺事業所(堺市)、喜多方事業所(福島県)、彦根事業所(滋賀県)、小山事業所(栃木県)、千葉事業所(千葉県)、秩父事業所(埼玉県)、市原生産センター(千葉県)、研究開発センター(千葉市)

重要な子会社

国内	昭和高分子株式会社(東京都、群馬県、兵庫県、大分県)、昭光通商株式会社(東京都、大阪市、名古屋市、福岡市、仙台市)、鶴崎共同動力株式会社(大分県)、昭和アルミニウム缶株式会社(東京都、栃木県、滋賀県、福岡県)、昭和電工パッケージング株式会社(神奈川県、滋賀県)、昭和ファイナンス株式会社(東京都)、昭和エンジニアリング株式会社(東京都、川崎市、大分県、千葉県)
海外	昭和電工(大連)有限公司(中国)、昭和電工カーボン・インコーポレーテッド(米国)、ショウワ・アルミナム・コーポレーション・オブ・アメリカ(米国)、PT.ショウワ・エステリンド・インドネシア(インドネシア)、昭和電工HDトレース・コーポレーション(台湾)、ショウワ・アルミニウム・チェコ S.R.O.(チェコ)、昭和電工HDマレーシア SDN.BHD.(マレーシア)、昭和電工HDシンガポール・プライベート・リミテッド(シンガポール)

(7) 従業員の状況

区 分	従業員数	前期末比増減数
国 内	6,251名	502名減少
海 外	4,933名	568名増加
合 計	11,184名	66名増加

(注) 当社の従業員数は3,900名(前期末比116名減少)であります。ただし出向者1,847名を含みません。

(8) 主要な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高
株式会社みずほコーポレート銀行	百万円 108,663
農 林 中 央 金 庫	40,600
みずほ信託銀行株式会社	35,840
株式会社三菱東京UFJ銀行	34,140
三菱UFJ信託銀行株式会社	23,703

2. 会社の株式に関する事項

(1) 株式数 発行可能株式総数 3,300,000,000株
発行済株式の総数 1,175,465,668株
(自己株式 354,757株を除く。)

(2) 株主数 98,841名

(3) 大株主

株主名	持株数	出資比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	千株 74,873	% 6.37
富国生命保険相互会社	54,800	4.66
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	52,400	4.46
第一生命保険相互会社	45,000	3.83
株式会社損害保険ジャパン	41,566	3.54
日本生命保険相互会社	35,300	3.00
株式会社みずほコーポレート銀行	30,173	2.57
明治安田生命保険相互会社	27,838	2.37
昭和電工従業員持株会	16,081	1.37
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505019	15,094	1.28

3. 会社の新株予約権等に関する事項

現に発行している新株予約権

2009年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権

発行決議の日 平成16年3月4日

新株予約権の数 22,257個

目的となる株式の種類および数 普通株式 72,973,770株

新株予約権の発行価額 無償

権利行使時の1株当たりの払込金額 305円

権利行使期間 平成16年4月26日から平成21年3月11日まで

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏 名	地位および担当	他の法人等の代表状況
大 橋 光 夫	取 締 役 会 長	社団法人新化学発展協会会長
高 橋 恭 平	取 締 役 社 長	
佐々木 保 正	専務取締役エレクトロニクス 事 業 部 門 長	
佐 藤 龍 雄	専務取締役アルミニウム 事 業 部 門 長	社団法人日本アルミニウム協会 会長
井 本 憲 邦	常務取締役 監査室、総務室、 法務室、C S R 室、購買室担当	
西 本 浩	常 務 取 締 役 石 油 化 学 事 業 部 門 長	日本酢酸エチル株式会社取締役 社長 エスディーケイ・サンライズ 投資株式会社取締役社長 日本ポリオレフィン株式会社 取締役社長
工 藤 晃 史	常 務 取 締 役 技 術 本 部 長	
玉 田 哲 夫	常務取締役無機事業部門長	昭和電工カーボン・インコーポ レーテッド取締役会長 M E F S 株式会社取締役社長
増 淵 憲 夫	取 締 役 化 学 品 事 業 部 門 長	ユニオン・ヘリウム株式会社 取締役社長
野 村 一 郎	取締役 戦略企画室、人事室、 I R ・ 広 報 室、経 理 室、財 務 室、 情 報 シ ス テ ム 室 担 当	
坂 井 伸 次	取 締 役 エ レ ク ト ロ ニ ク ス 事 業 部 門 副 事 業 部 門 長	昭和電工H D トレース・コーポ レーション董事長 昭和電工H D シンガポール・プ ライベート・リミテッド取締役 社長 昭和電工エレクトロニクス株式 社取締役社長
清 野 實	常 任 監 査 役 (常 勤)	
伊 藤 博	常 任 監 査 役 (常 勤)	
小 林 喬	監 査 役	
糸 田 省 吾	監 査 役	
岩 井 英 司	監 査 役	

- (注) 1. 取締役会長、取締役社長および専務取締役 佐々木保正氏は、代表取締役であります。
2. 平成19年1月4日より取締役会長、取締役社長を除く役付取締役および常任監査役を選定しないこといたしました。
3. 当社は、執行役員制度を採用しており、平成19年1月4日より、高橋恭平氏は社長執行役員、佐々木保正氏は副社長執行役員、佐藤龍雄氏、井本憲邦氏はそれぞれ専務執行役員、工藤晃史氏、玉田哲夫氏はそれぞれ常務執行役員、野村一郎氏、坂井伸次氏はそれぞれ執行役員を兼務しております。
4. 平成19年1月4日をもって高橋恭平氏は最高経営責任者（CEO）、井本憲邦氏は最高リスク管理責任者（CRO）、工藤晃史氏は最高技術責任者（CTO）、野村一郎氏は最高財務責任者（CFO）にそれぞれ就任いたしました。
5. 平成18年3月30日開催の第97回定時株主総会において、工藤晃史氏は、新たに取締役に選任され就任し、伊藤 博、岩井英司の両氏は、新たに監査役に選任され就任いたしました。
6. 平成18年3月30日をもって常務取締役に工藤晃史氏が就任いたしました。
7. 当期中に退任した役員は、次の各氏であります。（役名は退任時）
 常務取締役 橋本 忠 浩 （平成18年1月3日辞任）
 取締役 伊藤 博 （平成18年3月30日辞任）
 常任監査役 横 堀 尚 昭 （平成18年3月30日辞任）
8. 監査役 小林 喬、糸田省吾、岩井英司の各氏は、社外監査役であります。小林 喬氏は富国生命保険相互会社相談役、糸田省吾氏は東京経済大学現代法学部教授、岩井英司氏は株式会社みずほフィナンシャルストラテジー取締役であります。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

取締役11名 387百万円

監査役 5名 84百万円 （うち社外 3名 28百万円）

- (注) 使用人兼務取締役の使用人給与と相当額の総額は47百万円であり、上記支給額には含まれておりません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

監査法人不二会計事務所

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬

35百万円

当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

111百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、「会社法」に基づく監査と「証券取引法」に基づく監査の額を区分しておりませんので、の金額には「証券取引法」に基づく監査の報酬等を含めております。
2. 当社の重要な子会社のうち、在外子会社5社（昭和電工（大連）有限公司、昭和電工HDトレース・コーポレーション、ショウワ・アルミニウム・チェコ S.R.O.、昭和電工HDマレーシア SDN. BHD.、昭和電工HDシンガポール・プライベート・リミテッド）は当社の会計監査人以外の監査法人の法定監査を受けております。

6. 会社の体制および方針

当社が「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」として取締役会で決議した事項は、次のとおりであります。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンスの強化を経営の重要課題と認識し、全社的な推進基盤として企業行動規範の制定および企業倫理委員会の設置を行います。期初に企業倫理月間を設けコンプライアンスの再確認をし、継続的に行う各スタッフ部門による研修や各事業部門のコンプライアンス推進体制を通じ、そのさらなる浸透を図ります。

違反行為については、再発防止の措置と適正な処分を行うとともに、組織業績等の評価へ反映させます。また、内部牽制制度や社内外のルートによる内部通報制度を設け、問題の未然防止やその早期発見と適切な対応を行います。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役会および経営会議等の議事録、決裁書等職務の執行に係る情報を、資料管理規程等の社内規程により保存し管理します。また、情報の取り扱い、情報セキュリティ規程および個人情報管理規程等に基づき行います。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、全社に係る重要事項について、週次で行われる経営会議において構成メンバーによる多面的な検討を行い、特に投資案件は、戦略性、リスク管理、進捗・成果管理の観点から重点的に審議を行います。また、各事業部門において、その有するリスクの分析・評価を行い、リスク管理に取り組みます。

社長が議長を務めるCSR会議の下に、最高リスク管理責任者（CRO）を委員長とするリスク管理委員会を設置し、リスク管理に係る基本方針を定め、全社リスクの定期的な集約・評価を行い、全社に影響を及ぼす危険度の高いリスクについての施策を立案し、各部門の実施状況の確認を行います。

一方、環境保全、労働安全、保安防災、化学物質、品質、知的財産、公正取引、輸出管理および契約等に係る個別リスクは、各スタッフ部門で社内規程の制定およびマニュアルの作成・研修等を行うとともに、事前審査や決裁制度を通じてリスクの管理を行います。事故・災害等の危機発生時の対応は、非常対策本部の設置をはじめとして緊急事態措置要領等の社内規程に基づき行います。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、経営の監督機能と業務執行機能の役割分担を明確にするために、執行役員制度を導入し、経営の意思決定の迅速化と活性化を図ります。

経営の目指す方向をグループ経営理念、中期経営計画、グループ経営方針で定

め、全社および各部門の年度の課題および目標値を、年間実行計画（予算）として設定し、これに基づく業績管理を行います。

経営組織規程による業務分掌・職務権限の明確化および事業部門制による個々の事業の特性に応じた機動的な意思決定により、広範な業務を適正かつ効率的に行います。

- (5) 株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、コンプライアンスの強化をグループとして推進し、関係会社は、企業行動規範を制定し、その浸透を図ります。また、内部通報制度の運用は、グループ全体として行います。

経営理念、中期経営計画、年度経営方針、年間実行計画（予算）は、関係会社の経営の自主性を尊重しつつグループとして策定するとともに、業務報告等はグループ経営規程に基づき行います。

監査役および各内部監査部門は、必要に応じ関係会社を対象に、監査や診断等を実施します。また、監査役は、主要な関係会社の監査役と定期的な会合を持ち、連携を図ります。

- (6) 監査役職務を補助すべき使用人に関する体制および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役職務を補助するために専任の監査役付スタッフを配置し、その人事異動や評価等は、あらかじめ監査役と協議し、その承認のうえで行います。

- (7) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社は、監査役が取締役の重要な意思決定や職務の執行状況を把握するために、取締役会や経営会議等の重要な出席会議での付議事項の説明、決裁書・月次決算資料および内部監査報告書等職務の執行に関する重要な文書の供覧、社内関係部署の必要な説明等により、監査役に定常的に報告を行います。

また、著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告します。なお、内部通報制度の運用状況と通報内容は、監査役への報告事項とします。

- (8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役が期初に策定した監査方針・監査計画に基づき、監査役監査基準により行われる監査の実効性を高めるために、監査役の往査等への適切な対応を行います。

社長は、会社が対処すべき課題、監査上の重要課題、監査環境の整備等の意見交換のために、監査役との定期会合を月次で実施します。

内部監査部門および会計監査人は、監査結果の報告や定期的な会合により、監査役との連携を図ります。

連結貸借対照表 (平成18年12月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	348,453	流動負債	428,825
現金及び預金	55,424	支払手形及び買掛金	161,456
受取手形及び売掛金	176,218	短期借入金	110,348
たな卸資産	86,313	1年以内返済予定の長期借入金	83,899
繰延税金資産	3,232	コマースナルペーパー	6,000
その他	28,852	1年以内償還予定の社債	8,500
貸倒引当金	1,587	定期修繕引当金	17
		賞与引当金	2,186
		構造改善費用等引当金	2,214
		その他	54,205
固定資産	689,370	固定負債	343,506
有形固定資産	549,991	社債	19,000
建物及び構築物	93,438	新株予約権付社債	22,257
機械装置及び運搬具	137,435	長期借入金	183,168
工具器具備品	9,507	繰延税金負債	7,295
土地	263,930	再評価に係る繰延税金負債	46,878
建設仮勘定	45,680	退職給付引当金	34,919
無形固定資産	18,408	役員退職慰労引当金	422
のれん	7,921	定期修繕引当金	788
その他	10,487	その他	28,779
投資その他の資産	120,972	負債合計	772,331
投資有価証券	97,031	(純資産の部)	
繰延税金資産	7,567	株主資本	184,888
その他	18,105	資本金	110,824
貸倒引当金	1,732	資本剰余金	26,883
		利益剰余金	47,333
		自己株式	152
		評価・換算差額等	50,521
		その他有価証券評価差額金	19,286
		繰延ヘッジ損益	3,607
		土地再評価差額金	23,996
		為替換算調整勘定	3,633
		少数株主持分	30,083
		純資産合計	265,492
資産合計	1,037,823	負債・純資産合計	1,037,823

連結損益計算書 (平成18年1月1日から平成18年12月31日まで)

科 目	金 額	
	百万円	百万円
売 上 高		914,533
売 上 原 価		762,532
売 上 総 利 益		152,001
販売費及び一般管理費		83,274
営 業 利 益		68,727
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	1,561	
持分法による投資利益	2,487	
雑 収 入	2,980	7,027
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	7,241	
雑 支 出	11,000	18,241
経 常 利 益		57,514
特 別 利 益		
投資有価証券売却益	6,666	
事業譲渡益	3,706	
その他の特別利益	1,297	11,668
特 別 損 失		
固定資産除却損及び売却損	5,740	
減 損 損 失	4,880	
特 別 退 職 金	440	
関 連 事 業 損 失	1,193	
貸倒引当金繰入額	127	
構造改善費用等引当金繰入額	1,909	
その他の特別損失	5,313	19,602
税金等調整前当期純利益		49,580
法人税、住民税及び事業税	13,230	
法 人 税 等 調 整 額	4,697	17,928
少 数 株 主 利 益		2,817
当 期 純 利 益		28,836

連結株主資本等変動計算書 (平成18年1月1日から平成18年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成17年12月31日残高	110,451	11,090	21,868	96	143,314
連結会計年度中の変動額					
新株予約権付社債の株式転換	373	370			743
株式交換による増加		15,398			15,398
剰余金の配当			3,428		3,428
当期純利益			28,836		28,836
自己株式の取得				157	157
自己株式の処分		24		101	125
連結子会社の減少に伴う増加			23		23
連結子会社の増加に伴う減少			39		39
連結子会社の減少に伴う減少			94		94
持分法適用会社の減少に伴う減少			16		16
土地再評価差額金の取崩			188		188
そ の 他			5		5
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	373	15,793	25,465	56	41,575
平成18年12月31日残高	110,824	26,883	47,333	152	184,888

	評価・換算差額等					少数株主 持 分	純資産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	評価・換算 差額等合計		
平成17年12月31日残高	19,485	-	42,339	1,600	63,425	49,050	255,789
連結会計年度中の変動額							
新株予約権付社債の株式転換							743
株式交換による増加							15,398
剰余金の配当							3,428
当期純利益							28,836
自己株式の取得							157
自己株式の処分							125
連結子会社の減少に伴う増加							23
連結子会社の増加に伴う減少							39
連結子会社の減少に伴う減少							94
持分法適用会社の減少に伴う減少							16
土地再評価差額金の取崩							188
そ の 他							5
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	200	3,607	18,343	2,033	12,904	18,967	31,871
連結会計年度中の変動額合計	200	3,607	18,343	2,033	12,904	18,967	9,704
平成18年12月31日残高	19,286	3,607	23,996	3,633	50,521	30,083	265,492

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

連結子会社の数 40社

主要な連結子会社の名称

昭和高分子株式会社

昭光通商株式会社

鶴崎共同動力株式会社

昭和アルミニウム缶株式会社

昭和電工パッケージング株式会社

昭和ファイナンス株式会社

昭和電工(大連)有限公司

昭和エンジニアリング株式会社

昭和電工カーボン・インコーポレーテッド

ショウウ・アルミニウム・コーポレーション・オブ・アメリカ

PT.ショウウ・エステリンド・インドネシア

昭和電工HDトレース・コーポレーション

ショウウ・アルミニウム・チェコ S.R.O.

昭和電工HDマレーシア SDN.BHD.

昭和電工HDシンガポール・プライベート・リミテッド

当連結会計年度より、前連結会計年度まで非連結子会社であった台湾昭和化学品製造股份有限公司を重要性の観点から連結の範囲に含めている。

また、昭和アルミパウダー株式会社ほか2社を売却等に伴い連結の範囲から除外している。

(2) 非連結子会社の名称及び連結の範囲から除いた理由

名古屋研磨材工業株式会社ほか45社の非連結子会社については、総資産、売上高、当期純損益(持分相当額)及び利益剰余金(持分相当額)等の合計額は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外している。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数 24社

持分法を適用した非連結子会社の数 4社 昭和パーツ株式会社ほか

持分法を適用した関連会社の数 20社 昭和炭酸株式会社ほか

当連結会計年度より、新たに関連会社となったサミット昭和アルミ株式会社を重要性の観点から持分法の適用範囲に含めている。

また、昭和フィルム株式会社を売却に伴い持分法の適用範囲から除外している。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の数 76社

持分法を適用しない非連結子会社の数 42社 名古屋研磨材工業株式会社ほか

持分法を適用しない関連会社の数 34社 昭和テクノサービス株式会社ほか

(3) 持分法を適用しない理由

上記の非連結子会社及び関連会社については、当期純損益(持分相当額)及び利益剰余金(持分相当額)等の合計額は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、持分法の適用範囲から除外している。

3. 連結子会社の事業年度に関する事項

昭和軽合金株式会社は、当連結会計年度において決算日を6月30日に変更した。なお、連結計算書類の作成に当たっては、12月31日に実施した仮決算に基づく計算書類を使用している。

国際衛生株式会社ほか2社の決算日は9月30日であり、連結計算書類の作成に当たっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っている。

昭和高分子株式会社の決算日は3月31日であり、連結計算書類の作成に当たっては、9月30日に実施した仮決算に基づく計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っている。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）

時価のないもの

主として移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品及び商品 主として総平均法に基づく低価法

その他 主として総平均法に基づく原価法

(3) 減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

主として定額法

（当社の一部の資産及び連結子会社の一部の資産について定率法を採用）

無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間に基づき5年の定額法による。

(4) 繰延資産の処理方法

株式交付費、社債発行費等及び開発費については、支出時に全額を費用として処理している。

(5) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。

定期修繕引当金

製造設備の定期修繕に要する支出に備えるため、その支出見込額に基づき、当連結会計年度末までに負担すべき金額を計上している。

賞与引当金

従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に負担すべき金額を計上している。

構造改善費用等引当金

当社及び一部の連結子会社の構造改善に伴い発生する費用及び損失に備えるため、その発生の見込額を計上している。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上している。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として12年）による定額法により費用処理している。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として12年）による定額法により翌連結会計年度から費用処理している。なお、一部の連結子会社は、数理計算上の差異を発生年度に全額費用処理している。

役員退職慰労引当金

一部の連結子会社は、役員の退職により支給する慰労金に充てるため、主として内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上している。

(6) 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

(7) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理の方法 税抜方式によっている。

5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法によっている。

6. のれんの償却に関する事項

のれんは、計上後20年以内でその効果の発現する期間にわたり均等償却している。

(会計方針の変更)

貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準

当連結会計年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号）を適用している。

なお、従来の「資本の部」に相当する金額は 231,803百万円である。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産
- | | |
|--------|------------|
| 有形固定資産 | 197,303百万円 |
| 投資有価証券 | 4,521百万円 |
- 上記のほか、連結決算上で消去されている関係会社株式1,343百万円がある。

担保に係る債務の金額	支払手形及び買掛金	705百万円
	長期借入金	26,500百万円
	(含1年以内返済予定額)	
	固定負債(その他)	1,318百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 627,358百万円
3. 保証債務 関係会社等の借入金等 18,039百万円
に対する保証債務

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式 1,175,820,425株
2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項
配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成 18 年 3 月 30 日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	3,428 百万円	3 円	平成 17 年 12 月 31 日	平成 18 年 3 月 31 日

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成 19 年 3 月 29 日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	4,702 百万円	4 円	平成 18 年 12 月 31 日	平成 19 年 3 月 30 日

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	200円29銭
1株当たり当期純利益	25円1銭

(その他の注記)

1. 決算期末日における満期手形の会計処理
当連結会計年度末日は銀行休業日であったが、同日満期となる手形については、決済が行われたものとして処理している。当連結会計年度末日の満期手形は次の通りである。
受取手形 1,044百万円
支払手形 1,660百万円
2. 手形債権の流動化
当社及び一部の連結子会社は、手形債権の流動化を行っている。このため、受取手形は22,601百万円減少し、資金化していない部分4,343百万円は流動資産の「その他」に計上している。
3. 耐用年数の変更
昭和電工エイチ・ディー株式会社は、機械装置の耐用年数を見直し、法定耐用年数から経済的使用可能年数に変更し、短縮した。これにより、従来の方法によった場合に比べ、減価償却費は2,584百万円増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益が2,338百万円減少している。
なお、当社は同社を吸収合併しており、影響額は合併後の期間も含めて算出している。
4. 土地の再評価
「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布 法律第34号)に基づき、当社及び一部の連結子会社は事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に、これを控除した残額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上している。

再評価の方法 「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布 政令第119号)第2条第4号に定める地価税評価額に合理的な調整を行って算定する方法及び第5号に定める鑑定評価額による方法

再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額(時価が帳簿価額を下回る金額) 56,351百万円

5. 土地再評価に係る繰延税金

当社は、「投資事業組合への出資及び土地再評価差額金に係る繰延税金に関する監査上の留意事項について」(日本公認会計士協会 平成18年2月22日 リサーチ・センター審理情報No.23)に鑑み、当連結会計年度において、当社が計上していた土地再評価に係る繰延税金資産相当額(「再評価に係る繰延税金負債」からの控除額)について、回収可能性を検討した結果、スケジューリングが不能なもの18,155百万円について取崩し、同額を土地再評価差額金から減額している。なお、損益に与える影響はない。

6. 金額の端数処理

百万円未満を四捨五入して表示している。

独立監査人の監査報告書

平成19年2月5日

昭和電工株式会社
取締役会 御中

監査法人 不二会計事務所

代表社員 公認会計士 西川 忠弘 ㊞
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 立石 康人 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、昭和電工株式会社の平成18年1月1日から平成18年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、昭和電工株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査役会は、平成18年1月1日から平成18年12月31日までの第98期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に赴き事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人不二会計事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人不二会計事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成19年2月7日

昭和電工株式会社 監査役会

常勤監査役 清野 實 (印)

常勤監査役 伊藤 博 (印)

社外監査役 小林 喬 (印)

社外監査役 糸田 省吾 (印)

社外監査役 岩井 英司 (印)

貸借対照表 (平成18年12月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	220,879	流動負債	287,928
現金及び預金	18,213	買掛金	97,196
受取手形	2,150	短期借入金	66,100
売掛金	120,448	1年以内返済予定の長期借入金	68,690
製品・商品	2	コマーシャルペーパー	6,000
半製品	21,172	1年以内償還予定の社債	8,500
原材料・貯蔵品	5,389	未払金	23,223
仕掛品	20,888	未払法人税等	3,723
前払費用	7,049	未払費用	3,238
前払入金	1,509	預り金	387
未収入金	948	賞与引当金	5,895
短期貸付金	12,765	賞与引当金	1,093
繰延税金資産	2,031	構造改善費用等引当金	1,685
繰延税金資産	1,253	その他の	2,198
貸倒引当金	8,255	固定負債	312,614
固定資産	1,192	社債	16,000
有形固定資産	597,322	新株予約権付社債	22,257
建物	419,909	長期借入金	169,578
構築物	47,217	再評価に係る繰延税金負債	46,838
機械装置	13,310	退職給付引当金	32,322
船舶	96,639	定期修繕引当金	788
車両運搬具	77	その他の	24,831
工具器具備品	222	負債合計	600,542
土地	7,153		
建設仮勘定	242,217	(純資産の部)	
無形固定資産	13,073	株主資本	173,317
借地権	8,907	資本金	110,824
ソフトウェア	7,231	資本剰余金	26,858
その他の資産	1,211	資本準備金	26,852
投資その他の資産	466	その他資本剰余金	6
投資有価証券	168,506	利益剰余金	35,747
関係会社株	64,143	利益準備金	1,605
出資	85,044	その他利益剰余金	34,142
関係会社出資	408	固定資産圧縮積立金	1,464
長期前払費用	4,612	特別償却準備金	698
繰延税金	529	別途積立金	7,000
繰延税金	3,709	繰越利益剰余金	24,980
その他の	5,106	自己株式	112
貸倒引当金	5,763	評価・換算差額等	44,341
	809	その他有価証券評価差額金	16,766
		繰延ヘッジ損益	3,605
		土地再評価差額金	23,970
		純資産合計	217,658
資産合計	818,200	負債・純資産合計	818,200

損益計算書 (平成18年1月1日から平成18年12月31日まで)

科 目	金 額	
	百万円	百万円
売 上 高		634,707
売 上 原 価		549,131
売 上 総 利 益		85,575
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		45,994
営 業 利 益		39,581
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	3,845	
雑 収 入	3,490	7,336
営 業 外 費 用		
支 払 利 息 出	5,789	
雑 支 出	8,189	13,978
経 常 利 益		32,939
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	3,780	
関 係 会 社 株 式 売 却 益	1,999	
抱 合 株 式 消 滅 差 益	1,028	
そ の 他 の 特 別 利 益	864	7,671
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損 及 び 売 却 損	2,134	
減 損 損 失	4,736	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	397	
特 別 退 職 金	311	
関 連 事 業 損 失	1,193	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	922	
構 造 改 善 費 用 等 引 当 金 繰 入 額	1,380	
そ の 他 の 特 別 損 失	2,359	13,432
税 引 前 当 期 純 利 益		27,178
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	4,362	
法 人 税 等 調 整 額	4,020	8,382
当 期 純 利 益		18,796

株主資本等変動計算書 (平成18年1月1日から平成18年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資 本 準備金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合計	利 益 準備金	その他利益剰余金	
					固定資産 圧縮 積立金	特別償却 準備金	
平成17年12月31日残高	110,451	11,084	2	11,086	1,255	1,902	573
当期変動額							
新株予約権付社債の株式転換	373	370		370			
株式交換による増加		15,398		15,398			
合併により引き継いだ特別償却準備金の振替							82
剰余金の配当(注)					350		
固定資産圧縮積立金の積立						5	
固定資産圧縮積立金の取崩(注)						221	
固定資産圧縮積立金の取崩						222	
特別償却準備金の積立(注)							411
特別償却準備金の積立							73
特別償却準備金の取崩(注)							176
特別償却準備金の取崩							264
別途積立金の取崩(注)							
当期純利益							
自己株式の取得							
自己株式の処分			3	3			
土地再評価差額金の取崩							
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	373	15,768	3	15,772	350	438	125
平成18年12月31日残高	110,824	26,852	6	26,858	1,605	1,464	698

(注) 平成18年3月の定時株主総会における利益処分項目である。

(単位：百万円)

株 主 資 本			評価・換算差額等					純資産計	
利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 計	自己株式	株主資本計	その 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 上 延 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金		評価・換算差額等計
別 途 積 立 金	繰越利益剰余金								
14,000	2,460	20,190	61	141,667	17,352	-	42,314	59,666	201,333
				743					743
				15,398					15,398
	82	-		-					-
	3,778	3,428		3,428					3,428
	5	-		-					-
	221	-		-					-
	222	-		-					-
	411	-		-					-
	73	-		-					-
	176	-		-					-
	264	-		-					-
7,000	7,000	-		-					-
	18,796	18,796		18,796					18,796
			56	56					56
			5	9					9
	188	188		188					188
					587	3,605	18,343	15,325	15,325
7,000	22,520	15,557	51	31,650	587	3,605	18,343	15,325	16,325
7,000	24,980	35,747	112	173,317	16,766	3,605	23,970	44,341	217,658

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券
子会社株式及び関連会社株式
その他有価証券

償却原価法
移動平均法に基づく原価法

時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
時価のないもの 移動平均法に基づく原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法
製品及び商品
その他

総平均法に基づく低価法
総平均法に基づく原価法

3. 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産

主として定額法
一部(横浜事業所等)の有形固定資産は定率法によっている。

無形固定資産

定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間に基づき5年の定額法によっている。

4. 繰延資産の処理方法

株式交付費及び開発費については、支出時に全額を費用として処理している。

5. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。

- (2) 定期修繕引当金

製造設備の定期修繕に要する支出に備えるため、その支出見込額に基づき、当事業年度末までに負担すべき金額を計上している。

- (3) 賞与引当金

従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき、当事業年度に負担すべき金額を計上している。

- (4) 構造改善費用等引当金

当社の構造改善に伴い発生する費用及び損失に備えるため、その発生の見込額を計上している。

- (5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)による定額法により費用処理している。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)による定額法により翌事業年度から費用処理している。

6. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

7. 消費税等の会計処理

税抜方式によっている。

(会計方針の変更)

貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準

当事業年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号) 及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号) を適用している。

なお、従来の「資本の部」に相当する金額は 214,053百万円である。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産	有形固定資産	182,374百万円	
	投資有価証券	3,643百万円	
	関係会社株式	1,343百万円	
担保に係る債務の金額	長期借入金	23,111百万円	
	(含1年以内返済予定額)		
	子会社の金融機関からの借入金		
	14,258千米ドルに対する担保提供資産を含んでいる。		
2. 有形固定資産の減価償却累計額		440,697百万円	
3. 保証債務等	関係会社等の借入金	19,872百万円	
	に対する保証債務		
	関係会社の借入金に	848百万円	
	対する保証予約		
4. 関係会社に対する短期金銭債権	60,827 百万円	長期金銭債権	14百万円
関係会社に対する短期金銭債務	41,973百万円	長期金銭債務	5百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	売 上 高	170,839百万円
	仕 入 高	130,597百万円
	営業取引以外の取引高	7,632百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	354,757株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

(繰延税金資産)

退職給付引当金	13,155百万円
有価証券評価減	7,356百万円
固定資産減損処理	2,510百万円
減価償却費超過額	1,013百万円
その他	4,686百万円
繰延税金資産小計	28,719百万円
評価性引当額	6,895百万円
繰延税金資産合計	21,824 百万円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	11,507 百万円
繰延ヘッジ損益	2,474 百万円
固定資産圧縮積立金	1,005 百万円
特別償却準備金	479 百万円
繰延税金負債合計	15,464 百万円
繰延税金資産の純額	6,359 百万円

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

(1) 当事業年度の末日におけるリース物件の取得価額相当額	13,647百万円
(2) 当事業年度の末日におけるリース物件の減価償却累計額相当額	4,092百万円
(3) 当事業年度の末日におけるリース物件の未経過リース料相当額	9,555百万円

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たりの純資産	185円17銭
1株当たりの当期純利益	16円30銭

(その他の注記)

1. 決算期末日の満期手形の会計処理

当事業年度末日は銀行休業日であったが、満期日に決済が行われたものとして処理している。

当事業年度末日の満期手形は次の通りである。

受取手形	84百万円
------	-------

2. 受取手形の譲渡

受取手形の譲渡代金6,301百万円を未収入金に計上している。

3. 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布 法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に、これを控除した残額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上している。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布 政令第119号)第2条第4号に定める、地価税評価額に合理的な調整を行って算定する方法

再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後

の帳簿価額との差額(時価が帳簿価額を下回る金額) 55,014百万円

4. 土地の再評価に係る繰延税金

当社は、「投資事業組合への出資及び土地再評価差額金に係る繰延税金に関する監査上の留意事項について」(日本公認会計士協会 平成18年2月22日 リサーチ・センター 審理情報No.23)に鑑み、当事業年度において、当社が計上していた土地再評価に係る繰延税金資産相当額(「再評価に係る繰延税金負債」からの控除額)について、回収可能性を検討した結果、スケジューリングが不能なもの18,155百万円について取崩し、同額を土地再評価差額金から減額している。なお、損益に与える影響はない。

5. 金額の端数処理

百万円未満を四捨五入して表示している。

独立監査人の監査報告書

平成19年2月5日

昭和電工株式会社
取締役会 御中

監査法人 不二会計事務所

代表社員 公認会計士 西川 忠弘 (印)
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 立石 康人 (印)

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、昭和電工株式会社の平成18年1月1日から平成18年12月31日までの第98期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試算を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、配当につきましては、各期の収益状況および今後の事業展開に備えるための内部留保を勘案し決定することを基本としております。

当期の期末配当等につきましては、当期の事業における成果と、今後の事業競争力と財務体質の強化を勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式 1 株につき金 4 円 総額 4,701,862,672 円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成19年 3 月30日

2. 剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 7,000,000,000 円

(2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 7,000,000,000 円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 「会社法」（平成17年法律第86号）および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号）ならびに「会社法施行規則」（平成18年法務省令第12号）および「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）が平成18年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり変更を行うものであります。

会社法施行時に定款に定めがあるとみなされている内容につき、その内容を反映する規定の新設または変更を行うものであります。（変更案第4条、第7条および第11条第1項）

単元未満株式について、行使することができる権利を規定するものであります。（変更案第10条）

定款に定めを設けることにより、株主総会参考書類、事業報告、計算書類、および連結計算書類に記載等すべき情報を会社法施行規則および会社計算規則の定めに従ってインターネットで開示することにより、株主様に提供したものとみなすことが可能となったことから、規定の新設を行うものであります。（変更案第16条）

株主総会において議決権の代理行使を行う代理人の員数を定めるものであります。（変更案18条）

定款に定めを設けることにより、取締役会で決議すべき事項について、取締役全員が書面等により同意の意思表示をし、かつ監査役が異議を述べなかった場合に、取締役会の決議があったものとみなすことが認められたことから、迅速な意思決定を可能とするため、規定の新設を行うものであります。（変更案第24条）

変更案第4条に機関の定めを新設することに伴い、会計監査人の章および規定の新設を行うものであります。（変更案第36条および第37条）

会社法に対応した用語および引用条文の変更を行うとともに、一部字句の修正、条数の変更その他所要の変更を行うものであります。

- (2) 当社グループの事業目的を明確化するため、事業目的を追加するものであります。（変更案第3条）
- (3) 周知性の向上および手続きの合理化を図るため、公告方法を電子公告に変更し、併せて、やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法を定めるものであります。（変更案第5条）
- (4) 経営環境の変化に迅速に対応した経営体制を機動的に構築するとともに、取締役の経営責任をより明確化するため、取締役の任期を2年から1年とするものであります。（変更案第20条第1項）
- (5) 取締役および監査役が職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役および監査役の責任を会社法で定める範囲内で免除すること、ならびに、社外取締役および社外監査役の責任を予め限定する契約を締結することができる旨の規定を新設するものであります。なお、取締役の責任の免除および社外取締役との責任限定契約の締結に関する議案を本総会に提出することにつきましては、あらかじめ監査役全員の同意を得ております。（変更案第27条および第35条）

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分）

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
(商号) 第 1 条 当社は、昭和電工株式会社 (英文で表わす場合は、Showa Denko K.K.) と称する。	(商号) 第 1 条 (現行どおり)
(本店) 第 2 条 当社は、本店を東京都港区に置く。	(本店) 第 2 条 (現行どおり)
(目的) 第 3 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	(目的) 第 3 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

現 行 定 款	変 更 案
<p>1. 次の製品の製造、売買および輸出入</p> <p>(1) 合成樹脂、合成ゴム、合成繊維その他高分子製品およびこれらの原料</p> <p>(2) 無機および有機工業薬品ならびにガス製品</p> <p>(3) 化学肥料、農薬ならびに飼料および飼料添加物</p> <p>(4) 医薬品、医薬部外品、動物用医薬品および医療用具</p> <p>(5) 食品、食品添加物、酵素類およびアミノ酸類</p> <p>(6) 半導体その他電子工業材料</p> <p>(7) 軽金属、合金鉄その他各種金属およびその合金類</p> <p>(8) 炭素製品、研削材、耐火材その他セラミックス</p> <p>(9) 土木建築用資材、住宅用資材および農業用資材</p> <p>(10) 化学工業用、エネルギー産業用、環境保全用その他各種設備、システム、機器および精密機器</p> <p>(11) 前記各製品の加工品および関連品</p> <p>2. 生化学技術の研究、開発、調査およびこれらの受託業務</p> <p>3. 石油、ボーキサイトその他鉱物類の採掘、加工および売買</p> <p>4. 自家用電気事業および電気供給事業</p> <p>5. 産業廃棄物および一般廃棄物の再生処理</p> <p>6. 建設工事</p> <p>7. 不動産の売買および賃貸</p> <p>(新設)</p>	<p>1.</p> <p>(省略)</p> <p>7.</p> <p>8. <u>金銭の貸付および手形の買取</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>8. 前各号に関連する設計および技術指導</p> <p>9. 前各号に附帯関連する一切の業務 (新設)</p> <p>(公告の方法) 第4条 当会社の公告は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。</p>	<p>9. 前各号に関連する設計および技術指導</p> <p>10. 前各号に附帯関連する一切の業務 (機関) 第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人 <p>(公告方法) 第5条 当会社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行</u>う。</p>
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(株式の総数) 第5条 当会社が発行する株式の総数は、33億株とする。<u>ただし、株式消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(自己株式の取得) 第6条 当会社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、33億株とする。</p> <p>(株券の発行) 第7条 当会社の株式については、株券を発行する。</p> <p>(自己の株式の取得) 第8条 当会社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(1単元の株式の数および単元未満株式の取扱い)</p> <p><u>第7条</u> 当社は、1,000株をもって株式の1単元とする。</p> <p>当社は、<u>1単元の株式の数</u>に満たない株式（以下「単元未満株式」という。）に<u>係わる</u>株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</p> <p>当社の<u>単元未満株式を有する株主</u>（実質株主を含む。以下同じ。）は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式と併せて<u>1単元の株式の数となるべき数の株式</u>を売り渡す<u>べき旨</u>を請求することができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(<u>単元株式数および単元未満株式の取扱い</u>)</p> <p><u>第9条</u> 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>当社は、<u>第7条の規定にかかわらず、単元株式数</u>に満たない株式（以下「単元未満株式」という。）に<u>係る</u>株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</p> <p>当社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、株式取扱規則に定めるところにより、その<u>有する単元未満株式の数</u>と併せて<u>単元株式数</u>となる数の株式を売り渡す<u>こと</u>を請求することができる。</p> <p>(<u>単元未満株式についての権利</u>)</p> <p><u>第10条</u> 当社の株主は、その<u>有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> 2. <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> 3. <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> 4. <u>前条第3項に定める請求をする権利</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第8条 当社は株式につき名義書換代理人を置く。 <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議により選定し、これを公告する。</u> <u>当社の株主名簿、実質株主名簿および株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株券の交付、届出の受理、单元未満株式の買取りおよび買増し等株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを扱わない。</u></p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。 <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u> <u>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては扱わない。</u></p>
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第9条 当社の<u>株券の種類ならびに株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株券の交付、届出の受理、单元未満株式の買取りおよび買増し等株式に関する取扱</u>ならびにその手数料については、<u>取締役会の定める株式取扱規則</u>による。</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第12条 当社の株式に関する取扱いおよびその手数料については、<u>法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則</u>による。</p>
<p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は、<u>毎決算期現在の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u> — <u>前項のほか、必要のある場合には、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、基準日を定めることができる。</u></p>	<p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(総会の招集)</p> <p><u>第11条</u> 定時株主総会は、<u>毎決算期の翌日から3月内</u>に開き、臨時株主総会は、必要のある場合に関く。</p> <p>株主総会は、取締役会の決議に基づき、取締役社長が招集する。取締役社長が欠員であるかまたは事故があるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により、他の代表取締役が招集する。</p> <p>(総会の議長)</p> <p><u>第12条</u> 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。取締役社長が欠員であるかまたは事故があるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(総会の招集)</p> <p><u>第13条</u> 定時株主総会は、<u>毎年3月</u>に開き、臨時株主総会は、必要のある場合に関く。</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(総会の議長)</p> <p><u>第14条</u> (現行どおり)</p> <p>(<u>定時株主総会の基準日</u>)</p> <p><u>第15条</u> <u>当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。</u></p> <p>(<u>株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供</u>)</p> <p><u>第16条</u> <u>当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に提供したものとみなすことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(決議の方法)</p> <p><u>第13条</u> 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。</p> <p>商法第343条に定める決議は、<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第14条</u> 株主は、当会社の議決権を有する他の株主に委任して、その議決権を行使することができる。この場合には、株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出することを要する。</p>	<p>(決議の方法)</p> <p><u>第17条</u> 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の過半数をもって行う。</p> <p><u>会社法第309条第2項</u>に定める決議は、<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第18条</u> 株主は、当会社の議決権を有する他の株主<u>1名を代理人として</u>、その議決権を行使することができる。この場合には、株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出することを要する。</p>
<p>第4章 取締役および取締役会</p>	<p>第4章 取締役および取締役会</p>
<p>(選任)</p> <p><u>第15条</u> 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>前項の選任決議は、<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。</p> <p>取締役の選任決議については、累積投票によらない。</p>	<p>(選任)</p> <p><u>第19条</u> (現行どおり)</p> <p>前項の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(現行どおり)</p>
<p>(任期)</p> <p><u>第16条</u> 取締役の任期は、<u>就任後2年内</u>の最終の決算期に関する定時株主総会終了の時までとする。</p>	<p>(任期)</p> <p><u>第20条</u> 取締役の任期は、<u>選任後1年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>補欠または増員のため選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(代表取締役の選任)</p> <p><u>第17条</u> <u>代表取締役は、取締役会の決議をもって定める。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(役付取締役の選任)</p> <p><u>第18条</u> <u>取締役会は、その決議をもって、取締役中から会長1名、社長1名、副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を置くことができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者)</p> <p><u>第19条</u> <u>取締役会は、取締役会長が招集する。取締役会長が欠員であるかまたは事故があるときは、取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故があるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p><u>第20条</u> <u>取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し<u>少くとも</u>会日の3日前にこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(現行どおり)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p><u>第21条</u> <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>— <u>取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を置くことができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(取締役会の招集権者)</p> <p><u>第22条</u> (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p><u>第23条</u> <u>取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p><u>第24条</u> <u>会社法第370条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会規則)</p> <p>第21条 <u>この定款に定めるもののほか取締役会に関する事項は、取締役会規則をもって定める。</u></p> <p>(報酬および退職慰労金)</p> <p>第22条 <u>取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会で定める。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(相談役の委嘱)</p> <p>第23条 <u>取締役会の決議により、相談役を置くことができる。</u></p>	<p>(取締役会規則)</p> <p>第25条 <u>取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第26条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第27条 <u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>— <u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額以上とする。</u></p> <p>(相談役の委嘱)</p> <p>第28条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="165 140 505 163">第5章 監査役および監査役会</p> <p data-bbox="120 216 199 238">(選任)</p> <p data-bbox="120 246 552 299"><u>第24条</u> 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p data-bbox="216 306 552 420">前項の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。</u></p> <p data-bbox="120 488 199 511">(任期)</p> <p data-bbox="120 518 552 601"><u>第25条</u> 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終了の時までとする。</u></p> <p data-bbox="216 639 552 752">補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p data-bbox="120 760 462 783">(常勤および常任監査役の選任)</p> <p data-bbox="120 790 552 843"><u>第26条</u> 監査役は、<u>互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p data-bbox="216 851 552 904">監査役は、<u>互選により常任監査役を置くことができる。</u></p> <p data-bbox="120 941 367 964">(監査役会の招集通知)</p> <p data-bbox="120 972 552 1115"><u>第27条</u> 監査役会の招集通知は、各監査役に対し<u>少くとも会日の3日前にこれを発する。</u>ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p data-bbox="120 1123 294 1146">(監査役会規則)</p> <p data-bbox="120 1153 552 1236"><u>第28条</u> <u>この定款に定めるもののほか監査役会に関する事項は、監査役会規則をもって定める。</u></p> <p data-bbox="120 1289 389 1312">(報酬および退職慰労金)</p> <p data-bbox="120 1319 552 1365"><u>第29条</u> 監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会で定める。</p>	<p data-bbox="610 140 949 163">第5章 監査役および監査役会</p> <p data-bbox="565 216 644 238">(選任)</p> <p data-bbox="565 246 809 269"><u>第29条</u> (現行どおり)</p> <p data-bbox="658 306 1000 450">前項の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p data-bbox="565 488 644 511">(任期)</p> <p data-bbox="565 518 1000 632"><u>第30条</u> 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p data-bbox="658 639 809 662">(現行どおり)</p> <p data-bbox="565 760 832 783">(常勤および常任監査役)</p> <p data-bbox="565 790 1000 843"><u>第31条</u> 監査役会は、<u>その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p data-bbox="658 851 1000 934">監査役会は、<u>その決議によって常任監査役を置くことができる。</u></p> <p data-bbox="565 941 809 964">(監査役会の招集通知)</p> <p data-bbox="565 972 1000 1115"><u>第32条</u> 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p data-bbox="565 1123 736 1146">(監査役会規則)</p> <p data-bbox="565 1153 1000 1267"><u>第33条</u> 監査役会に関する事項は、<u>法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p> <p data-bbox="565 1289 664 1312">(報酬等)</p> <p data-bbox="565 1319 1000 1365"><u>第34条</u> 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(株主配当金の支払)</p> <p><u>第31条</u> 株主配当金は、毎決算期現在の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に<u>支払う</u>。</p> <p>(中間配当)</p> <p><u>第32条</u> 当社は、取締役会の決議により、<u>毎年6月30日現在の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、中間配当(商法第293条ノ5の規定による金銭の分配をいう。以下同じ。)</u>をすることができる。</p> <p>(配当金等の除斥期間)</p> <p><u>第33条</u> 株主配当金および中間配当金は、その支払開始の日から満3年を経過したときは、当社はその支払義務を免れる。</p> <p><u>株主配当金および中間配当金については、利息をつけない。</u></p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p><u>第39条</u> 剰余金の期末配当の基準日は、<u>毎年12月31日とする。</u> — <u>中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。</u></p> <p>(期末配当の支払)</p> <p><u>第40条</u> 期末配当は、<u>基準日の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して交付する。</u></p> <p>(中間配当の支払)</p> <p><u>第41条</u> 当社は、取締役会の決議により、<u>基準日の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して中間配当(会社法第454条第5項による剰余金の配当をいう。)</u>をすることができる。</p> <p>(剰余金の配当の除斥期間)</p> <p><u>第42条</u> <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u> <u>前項の配当については、利息をつけない。</u></p>

第3号議案 取締役11名選任の件

取締役全員（11名）の任期が本総会終了の時をもって満了となりますので、
取締役11名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当、他の法人等の代表状況	所有する当社の株式数
1.	大橋光夫 (昭和11年1月18日生)	昭和34年3月 株式会社三井銀行入行 昭和36年12月 当社入社 平成元年3月 同取締役総合企画部長 平成5年3月 同常務取締役 平成7年3月 同専務取締役 平成9年3月 同取締役社長 平成17年1月 同取締役会長 現在に至る 他の法人等の代表状況 社団法人新化学発展協会会長	199,000株
2.	高橋恭平 (昭和19年7月17日生)	昭和43年4月 当社入社 平成7年10月 日本ポリオレフィン株式会社企画部長（出向） 平成8年6月 モンテル・ジェイピーオー株式会社代表取締役社長（出向） 平成11年6月 モンテル・エスディーケイ・サンライズ株式会社代表取締役副社長 平成13年1月 サンアロマー株式会社代表取締役副社長 平成14年3月 当社常務取締役石油化学事業部門長 平成16年3月 同専務取締役 平成17年1月 同取締役社長 平成19年1月 同取締役社長兼社長執行役員 最高経営責任者（CEO） 現在に至る	123,000株
3.	佐々木保正 (昭和17年5月16日生)	昭和43年4月 当社入社 平成7年3月 同参与エレクトロニクス事業本部HD工場長 平成9年3月 同取締役エレクトロニクス事業本部HD工場長 平成9年6月 同取締役エレクトロニクス事業本部HD研究開発センター所長 平成11年3月 同取締役エレクトロニクス事業部門HD事業部長 平成13年3月 同執行役員エレクトロニクス事業部門HD事業部長 平成15年10月 同常務執行役員技術本部副本部長 平成16年3月 同専務取締役技術本部長 平成18年1月 同専務取締役エレクトロニクス事業部門長 平成19年1月 同取締役兼副社長執行役員 現在に至る	53,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当、他の法人等の代表状況	所有する当社の株式数
4.	佐藤 龍雄 (昭和21年8月10日生)	昭和44年4月 当社入社 平成7年10月 同石油化学総括部長 平成11年3月 同総合企画部長 平成11年6月 同参与総合企画部長 平成12年3月 同参与戦略企画室長 平成13年3月 同取締役戦略企画室長 平成14年3月 同常務取締役戦略企画室長 平成15年5月 同常務取締役 平成16年3月 同専務取締役アルミニウム事業部門長 平成19年1月 同取締役兼専務執行役員アルミニウム事業部門長 現在に至る 他の法人等の代表状況 社団法人日本アルミニウム協会会長	86,000株
5.	井本 憲邦 (昭和20年8月20日生)	昭和43年4月 当社入社 平成9年3月 同総務部長 平成9年6月 同参与総務部長 平成12年3月 同取締役コーポレート・リレーション・センター長 平成16年3月 同常務取締役コーポレート・リレーション・センター長 平成18年1月 同常務取締役 平成19年1月 同取締役兼専務執行役員 最高リスク管理責任者(CRO) 監査室、総務室、法務室、CSR室、購買室担当 現在に至る	55,000株
6.	工藤 晃史 (昭和19年7月22日生)	昭和48年4月 当社入社 平成11年5月 同参与徳山工場長 平成12年3月 同参与石油化学事業部門有機化学品事業部徳山生産・技術統括部長 平成14年3月 同執行役員石油化学事業部門大分コンビナート代表 平成16年3月 同常務執行役員石油化学事業部門大分コンビナート代表 平成18年1月 同常務執行役員技術本部長 平成18年3月 同常務取締役技術本部長 平成19年1月 同取締役兼常務執行役員 最高技術責任者(CTO) 技術本部長 現在に至る	29,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当、他の法人等の代表状況	所有する当社の株式数
7.	玉田 哲夫 (昭和20年11月15日生)	昭和44年4月 昭和アルミニウム株式会社入社 平成12年6月 同社経営企画部長 平成13年3月 当社参事無機材料事業部門無機材料事業企画部長 平成14年3月 同執行役員無機材料事業部門無機材料事業企画部長 平成15年1月 同執行役員無機材料事業部門炭素・金属事業部長 平成16年3月 同取締役無機材料事業部門長 平成18年1月 同常務取締役無機事業部門長 平成19年1月 同取締役兼常務執行役員無機事業部門長 現在に至る 他の法人等の代表状況 昭和電工カーボン・インコーポレーテッド取締役会長 M E F S 株式会社取締役社長	35,000株
8.	野村 一郎 (昭和23年8月6日生)	昭和46年7月 当社入社 平成13年3月 同参事アルミニウム材料事業部門アルミニウム材料事業企画部長 平成15年3月 同参事アルミニウム事業部門アルミニウム事業企画部長 平成16年3月 同執行役員アルミニウム事業部門アルミニウム事業企画部長 平成17年1月 同執行役員 平成17年3月 同取締役 平成19年1月 同取締役兼執行役員 最高財務責任者（C F O） 戦略企画室、人事室、I R ・広報室、経理室、財務室、情報システム室担当 現在に至る	34,000株
9.	坂井 伸次 (昭和22年9月18日生)	昭和46年7月 当社入社 平成12年3月 同エレクトロニクス事業部門エレクトロニクス事業企画部長 平成14年3月 同参事エレクトロニクス事業部門エレクトロニクス事業企画部長 平成16年3月 同執行役員エレクトロニクス事業部門エレクトロニクス事業企画部長 平成17年1月 同執行役員エレクトロニクス事業部門副事業部門長 平成17年3月 同取締役エレクトロニクス事業部門副事業部門長 平成19年1月 同取締役兼執行役員エレクトロニクス事業部門長 現在に至る	66,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当、他の法人等の代表状況	所有する当社の株式数
10.	大井 敏夫 (昭和21年9月24日生)	昭和45年6月 当社入社 平成10年4月 同川崎工場製造部長 平成11年6月 同参与川崎工場製造部長 平成12年3月 同参与化学品事業部門ガス・化成事業部川崎生産・技術統括部長 平成14年3月 同参事化学品事業部門ガス・化成事業部生産・技術統括部長 平成14年7月 同参事技術本部生産技術部長 平成15年3月 同執行役員技術本部生産技術部長 平成16年3月 同執行役員技術本部副本部長 平成18年1月 同執行役員化学品事業部門化学品生産本部長 平成19年1月 同執行役員化学品事業部門長 現在に至る 他の法人等の代表状況 台湾昭和化学品製造股份有限公司董事長 ユニオン・ヘリウム株式会社取締役社長	15,000株
11.	宮崎 孝 (昭和25年10月28日生)	昭和49年4月 当社入社 平成13年3月 同石油化学事業部門オレフィン事業部長 平成16年3月 同執行役員石油化学事業部門オレフィン事業部長兼有機化学品事業部長 平成19年1月 同執行役員石油化学事業部門長 現在に至る 他の法人等の代表状況 日本酢酸エチル株式会社取締役社長 エスディーケイ・サンライズ投資株式会社取締役社長 日本ポリオレフィン株式会社取締役社長	22,000株

(注) 各候補者と会社との間には特別の利害関係はありません。

印は、新任候補者であります。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役清野 實氏の任期が本総会終了の時をもって満となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当、他の法人等の代表状況	所有する当社の株式数
清野 實 (昭和15年12月30日生)	昭和38年4月 当社入社 昭和62年3月 同川崎工場技術部長 平成元年8月 同大分工場技術部長 平成3年3月 同参与大分工場技術部長 平成6年3月 同参与東長原工場長 平成8年6月 同参与秩父工場長 平成9年3月 同取締役秩父工場長 平成11年3月 同取締役エレクトロニクス事業部門電子材料事業部長 平成12年3月 同常務取締役エレクトロニクス事業部門長 平成15年3月 同常任監査役(常勤) 平成19年1月 同常勤監査役 現在に至る	79,000株

(注) 候補者と会社との間には特別の利害関係はありません。

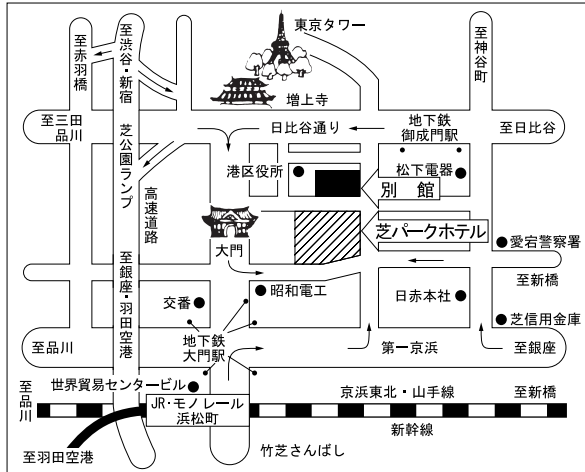
以上

[メ 毛]

株主総会会場ご案内略図

会場 東京都港区芝公園一丁目5番10号

芝パークホテル別館



浜松町駅にて下車、北口より東京タワー方面に向かい、大門の
手前を右に曲ってください。約8分です。

- 都営地下鉄三田線・御成門駅 徒歩2分
- 都営地下鉄浅草線・大門駅 徒歩4分
- 都営地下鉄大江戸線・大門駅 徒歩4分
- JR・モノレール浜松町駅 徒歩8分

矢印はお車の進路です。